

各 郡 市 医 師 会
社 会 保 険 担 当 理 事 殿

長 崎 県 医 師 会 常 任 理 事
長 谷 川 宏

平成28年度診療報酬改定関係

地域包括診療加算・地域包括診療料の研修要件の届出時期について

地域包括診療加算・地域包括診療料につきましては、2年毎に適切な研修の実績を届け出るようになっており、現在のところ次の2通りが考えられると思います。

(1)平成26年度中（届出月に関係なく）に研修実績を添えて届け出た場合

平成27年4月1日から起算して2年後の29年4月3日（本来は4月1日ですが土曜日のため、当月の初開庁日である4月3日（月））までに提出が必要。

(2)平成27年4月1日以降に初回の届出を行った場合

当該届出に係る診療報酬を算定する月の1日から起算して2年の間に研修実績を提出する。

九州厚生局長崎事務所によりますと、(1)の場合で、既に適切な研修受講が20時間以上であるとして提出をされた先生方がおられたようですが、提出後の次の2年間の起点が「提出翌月1日」又は「提出が当月の初開庁日だった場合は当月1日」からとなるため、本年度末に提出される場合より、かなり早めに2年後が来ることから、現時点では事情を説明しお返ししていたとのことです。

本会では、次のとおり九州厚生局長崎事務所を確認を行いましたので、御提出の際は御確認頂いた上で御提出くださるようお願いいたします。

①起算日を必ずご確認ください。起算日から2年間の内に適切な研修の要件を満たした上で提出して下さい。

適切な研修とは、次のとおりです。(1)、(2)を満たした上で20時間に満たない場合は、他の日医生涯教育制度の研修会（県医師会承認講座）の受講（内容は問わない）でも構いません。

(1) 認知症 (CC:29)、高血圧症 (CC:74)、糖尿病 (CC:76)、脂質異常症 (CC:75)

(各1時間以上・eラーニング不可)

+

(2) 服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療 (CC:80) 等の主治医機能に関する内容を含む（①の研修の中に含まれていても可）

＝合計20時間以上（届出時の前月から過去2年間）

※ (CC:番号) は、日医生涯教育制度のカリキュラムコード。

②起算日から24ヶ月目毎に提出すると、次の提出までの期間が一番長くはなりません。

- ・(1)の場合、29年3月2日～4月3日までに提出すると次の起算日は29年4月1日となりますが、今月提出すると次の起算日は28年7月1日となります。

③ただし、研修実績を提出の際、その実績は「過去2年間」となることに注意してください。

例えば、②のとおり一番長い期間での提出を重視し過ぎると、単位数の大きな研修が研修実績に入らない可能性もありますので十分御注意してください。

- ・平成26年10月13日に開催された「日医かかりつけ医機能強化研修会」（全ての内容を含み、研修単位は6.5単位）について、例えば、28年8月に届け出る場合は研修実績（過去2年間）に含まれますが、28年12月に届け出る場合は研修実績には含まれません。
- ・初回（前回）の研修実績報告時に含まれていた研修会でも、次回届出の過去2年間に含まれる場合は、研修実績に入れることが可能です。

④また、届出は、研修実績を満たした直後には届出できず、そこから1ヶ月の実績（研修実績を満たした状態）が必要となるとのことですのでご注意ください。

よって、1ヶ月後以降の届出時点においても同様に「適切な研修」の研修実績の条件を満たしている必要がありますので、2年前頃の研修が含まれる場合などで、届出までの1ヶ月間に条件を満たさなくなることが無いよう届出のタイミングには十分ご注意ください。

※本件は、6月14日現在で九州厚生局長崎事務所に確認した取扱いであり、今後、疑義解釈等により変更がある場合がありますので御留意ください。